

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年9月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500180号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500046号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和23年3月9日から同年4月9日に訂正し、昭和23年3月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

昭和23年3月9日から同年4月9日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和23年3月9日から同年4月9日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和20年8月30日から昭和21年1月19日まで
② 昭和23年3月9日から同年4月9日まで

私は、昭和19年4月にA社B工場に入社し、昭和23年4月8日に退職するまで継続して勤務していたが、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がない。勤務の証明として、昭和23年3月21日卒業のC校の卒業証明書を提出するので、正しい記録に訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者の資格喪失日は昭和23年3月9日となっていることが確認できる。

しかしながら、A社が提出した請求者に係る人事記録(労働者名簿)において、請求者は昭和21年1月16日から昭和23年4月8日まで継続して勤務していることが確認でき、昭和23年3月9日以降に請求者の勤務形態等の変更があった形跡は見当たらない。

また、請求者が提出したC校の卒業証明書により、請求者は昭和23年3月21日に同校本科を卒業したことが確認できる。同校は、C校100年史(抜粋)及び「手書きメモ」により、同校に昭和25年度より前に入学した本科生は全てA社の従業員であったため、請求者についても、少なくとも昭和23年3月21日までは同社の従業員であった旨回答している上、同社は、同校の生徒で、工場に職場配属されている場合、工場にて厚生年金保険に加入させていた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②において、A社B工場に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、前述の厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年2月の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管している労働者年金保険被保険者資格喪失届における請求者の資格喪失年月日が昭和23年3月9日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険出張所（当時）は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者が氏名を挙げた元同僚3名のうち2名は、請求者は当該期間において、A社B工場に勤務していた旨回答している。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る人事記録（労働者名簿）によると、請求者は同社B工場を昭和20年8月に退社し、昭和21年1月16日に再入社した旨記載されており、請求者が請求期間①も継続して同社同工場に勤務していたことが確認できない。

また、A社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格について、昭和20年8月に退社したことにより同年同月で喪失させ、昭和21年1月に再入社したことにより同年同月で再取得させたものと考えられる旨回答している。

さらに、D健康保険組合は、請求者に係る資料は保存されていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500025 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (脱) 第 1500002 号

第1 結論

昭和 21 年 1 月 19 日から昭和 23 年 3 月 9 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 5 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 21 年 1 月 19 日から昭和 23 年 3 月 9 日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、請求期間について脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間（以下「厚年期間」という。）をその計算の基礎とするものであるところ、請求期間の前に請求期間と同一事業所における 16 か月間の厚年期間（昭和 19 年 4 月 12 日から昭和 20 年 8 月 30 日までの期間）がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、請求者が自らの同一事業所に係る 2 回の厚年期間のうち 1 回を失念するとは考え難い。

また、この未請求となっている厚年期間は、請求期間とは異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているが、A社が提出した人事記録（労働者名簿）において、未請求となっている厚年期間の記録は請求期間の記録と同一ページに記載されていることから、事業主が請求者の委任に基づき代理請求を行ったとしても、未請求となっている厚年期間を漏らして請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500034 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500045 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における船員保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 4 月 2 日から昭和 55 年 3 月 5 日まで

A 社に勤務していた請求期間の船員保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているため、調査の上、標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間においてオンライン記録より高い給与を支給されていたと主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（船員保険を含む）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、請求者から提出された昭和 50 年 4 月分から同年 12 月分までの給与支給明細書に記載された船員保険料控除額の合計額並びに請求者から提出された昭和 51 年分から昭和 54 年分までの源泉徴収票及び昭和 55 年の給与支払報告書（個人別明細書）に記載された社会保険料の金額の合計額は、オンライン記録の請求期間に係る標準報酬月額に見合う保険料の合計額と一致していることが確認できる。

また、船舶所有者別被保険者名簿における請求者の標準報酬月額について、記載内容の不備や不自然な処理が行われた形跡は見当たらない上、A 社が保管している船員保険被保険者名簿に記載された請求者の請求期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められないことから、記録の見直しを認めることはできない。